

# 保健・福祉会館における感染防止対策ガイドライン

施設をご利用の皆様、緊急事態宣言解除後においても、「3つの密」を避ける等以下の取組をいたします。

## 1. 施設への来所者及び利用者については最小限とし、貸館については利用する施設（部屋）毎に人数制限を設ける

◆高齢者や妊産婦、お体の不自由な方及び基礎疾患等のある方については、ご自身の体調等に気をつけていただき、利用を見合わせていただくか、特に注意をしてご利用いただく

## 2. 社会的距離の確保（2メートル以上）

◆密着・密接・密集を避けるため、座席を隣の人と一つ以上空けたり、椅子の配置を工夫する等十分な社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保する

## 3. 消毒液の設置、複数の利用者が使用するものの定期的な消毒の徹底

◆机や椅子、施設内の物品等について消毒を徹底する

## 4. 来所者及び利用者へのマスク着用や手洗いの徹底

◆来所者及び利用者へのマスク着用や手洗いの徹底を促す掲示

## 5. 換気の徹底

◆窓や扉を開け毎時2回以上換気